

加古川市

障害福祉サービス支給及び地域相談支援給付決定基準

加古川市 福祉部 障がい者支援課

令和3年4月1日

目 次

I	障害福祉サービス支給決定及び地域相談支援給付決定事務の流れ	
1	障がい者（18歳以上）の支給決定及び地域相談支援給付決定	1
2	障がい児（18歳未満）の支給決定	4
II	障害福祉サービス及び地域相談支援給付の種類と対象者	
1	介護給付費	6
2	訓練等給付費	8
3	地域相談支援給付費	10
III	障害福祉サービス支給量及び地域相談支援給付量の決定における基本的な考え方	
1	支給量及び給付量の決定方法	11
2	家庭での介護力を考慮した障害福祉サービス支給決定	11
3	非定型的な障害福祉サービス支給決定	11
IV	障害福祉サービス及び地域相談支援給付の支給決定基準	
1	障害福祉サービス及び地域相談支援給付の上限支給量	12
2	障害福祉サービス及び地域相談支援給付の留意事項	14
V	標準利用期間について	
1	標準利用期間が設定されているサービス	19
2	標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合	19
3	事務処理の流れ	19
VI	他法・他制度との適用関係	
1	障害福祉サービスと介護保険制度のサービスとの適用関係について	20
2	日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援）と地域活動支援センターとの適用関係について	23

I 障害福祉サービス支給決定及び地域相談支援給付決定事務の流れ

1 障がい者（18歳以上）の支給決定及び地域相談支援給付決定

障がい者（18歳以上）から介護給付費、訓練等給付費若しくは地域相談支援給付費の支給申請を受けた場合、次の手順により支給決定及び地域相談支援給付決定を行う。なお、共同生活援助の支給申請を受けた場合であって、申請者が入浴、排せつ若しくは食事等の介助の提供又は受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する場合は介護給付費の支給決定の手順に準ずることとする。

【介護給付費】…居宅介護・重度訪問介護・同行援護（※）・行動援護・重度障害者等包括支援・療養介護・生活介護・短期入所・施設入所支援

【訓練等給付費】…共同生活援助・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助

【地域相談支援給付費】…地域移行支援・地域定着支援

(1) 支給申請

利用希望者からの支給申請を受ける。

(2) サービス等利用計画案の提出依頼

利用希望者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼する。

(3) 障害支援区分認定調査・概況調査

80項目の調査を実施するとともに、家族状況、介護状況等の生活状況を調査する。

(4) 医師意見書の取得

医学的見地から利用希望者の身体的・知的・精神的な状況を確認する。

(5) 一次判定

国作成ソフトにより、障害支援区分を判定する。

(6) 二次判定

画一的判定である一次判定、利用希望者の生活状況を記した概況調査票、医学的見地からの医師意見書を加古川市自立支援給付審査会（以下「審査会」という。）に諮り、利用希望者の様々な要素を考慮した障害支援区分を判定（二次判定）する。

(7) 障害支援区分の認定

審査会の判定を受け、加古川市が障害支援区分を認定する。

(8) 認定結果通知

利用希望者のサービス利用意向確認のため、認定結果を通知する。

(9) サービス利用意向聴取

利用希望者のサービス利用意向を聴取する。

(10) サービス等利用計画案の提出

利用希望者は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を提出する。

(11) 支給決定案の作成

利用希望者の意向やサービス等利用計画案等を踏まえ、決定案を作成する。

(12) 審査会の意見聴取

決定案が支給基準と照らし、支給基準を超える場合に、審査会の意見を聴取する。

(13) 支給決定

支給決定し、通知する。

(14) サービス等利用計画の作成

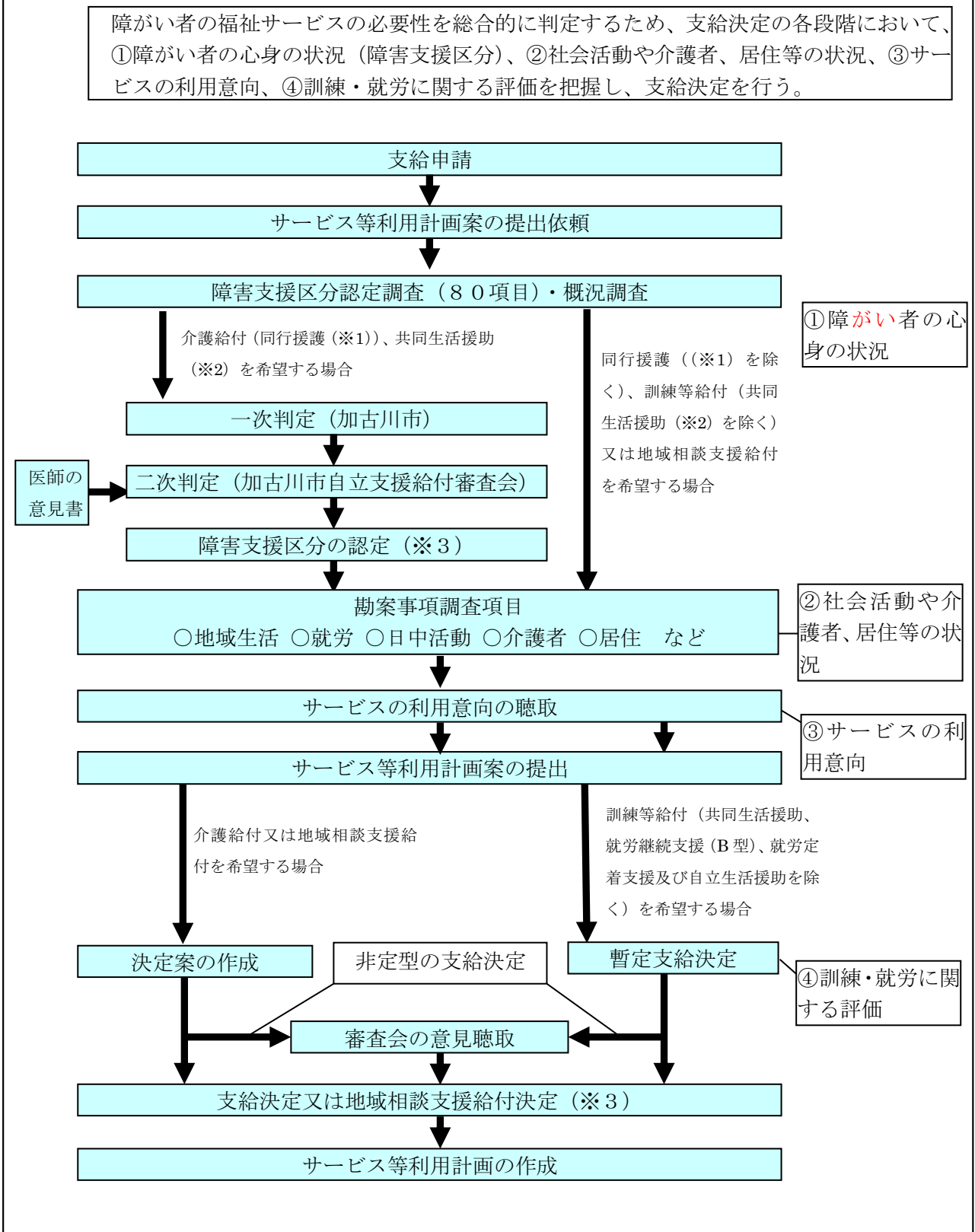
指定特定相談支援事業者は、当該支給決定に係るサービスの種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成する。

(4)～(8)までについては、訓練等給付費、地域相談支援給付費の申請（共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ若しくは食事等の介助の提供又は受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する場合を除く。）を行う者には行わない。

※同行援護について

- ア 同行援護の利用を希望する障がい者が、(1)の支給決定の申請をした場合にあつては、(3)のうちの障害支援区分認定調査を行う前に、国が定める同行援護アセスメント調査票による調査を行う。
- イ 上記アの同行援護アセスメント調査票による調査において、当該調査項目中「3夜盲」については、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、この医師意見書は、審査会に障害支援区分に関する審査及び判定を依頼する際の医師意見書等により「夜盲」であることが確認できる場合については、省略する。
- ウ 障害支援区分3又は障害支援区分4以上の利用者を支援した場合の加算（以下「区分3以上支援加算」という。）を決定することが不要と見込まれる申請者の場合であっても、市の判断により、審査会での審査判定（二次判定）に準ずる形で同行援護アセスメント調査票の調査結果を用いて審査会の意見を聴くこととしても差し支えない。
- エ 盲ろう者を支援した場合の加算の対象者の判定に当たっては、必要に応じて医師意見書を添付することとなるが、身体障害者手帳において、聴覚障害6級以上に該当していることが確認できる場合については、省略して差し支えない。
- オ 障害支援区分の認定は、区分3以上支援加算を決定することが不要と見込まれる申請者の場合には行わないものとする。

○障がい者（18歳以上）の支給決定及び地域相談支援給付決定について



（※1）同行援護申請者のうち、障害支援区分3以上と見込まれる場合に限る。

（※2）共同生活援助申請者のうち、入浴、排せつ若しくは食事等の介助の提供又は受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する者に限る。

（※3）不服がある場合、兵庫県知事に審査請求することができる。

2 障がい児（18歳未満）の支給決定

(1) 居宅介護、短期入所

居宅介護、短期入所の申請があった場合、障害の種類や程度の把握のために、5領域11項目の調査（別表）を行った上で支給の要否及び支給量を決定する。

障がい児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の対象者については、5領域11項目の調査を行った上で、障がい児に係る通院等介助（身体介護を伴う場合）の判断基準に準じ、日常生活において身体介護が必要な障がい児であって、かつ、通院等介助のサービス提供時において、「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について、介助が必要と想定されるかどうかによって判断する。

なお、短期入所については、次のとおり支援区分（以下「障害児支援区分」という。）を適用する。

- ・区分3 ①～④の項目のうち「全介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要」が1項目以上
- ・区分2 ①～④の項目のうち「全介助」若しくは「一部介助」が3項目以上又は⑤の項目のうち「週に1回以上の支援や配慮等が必要」が1項目以上
- ・区分1 区分1又は2に該当しない児童で、①～④の項目のうち「一部介助」又は「全介助」が1項目以上

別表 障がい児の調査項目（5領域11項目）

	項目	区分	判断基準
①	食事	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する。
②	排せつ	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する。
③	入浴	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 身体を洗ってもらうなど一部介助を要する。
④	移動	・全介助 ・一部介助	全面的に介助を要する。 手を貸してもらうなど一部介助を要する。
⑤	行動障害 および精神症状	・ほぼ毎日（週5日以上）の支援や配慮等が必要 ・週に1回以上の支援や配慮等が必要	調査日前の1週間に週5日以上現れている場合又は調査日前の1か月間に5日以上現れている週が2週以上ある場合 調査日前の1か月間に毎週1回以上現れている場合又は調査日前の1か月間に2回以上現れている週が2週以上ある場合 ア 強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動 イ 睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む。） ウ 自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為 エ 気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。 オ 再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。 カ 他者と交流することの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしていないでいる。 キ 学習障害のため、読み書きが困難

※通常の発達において必要とされる介助等は除く。

(2) 行動援護

行動援護の申請があった場合、12項目の調査等を行い、障がい者の場合と同様、10点以上が対象となる（てんかん発作について医師意見書は不要）。

(3) 同行援護

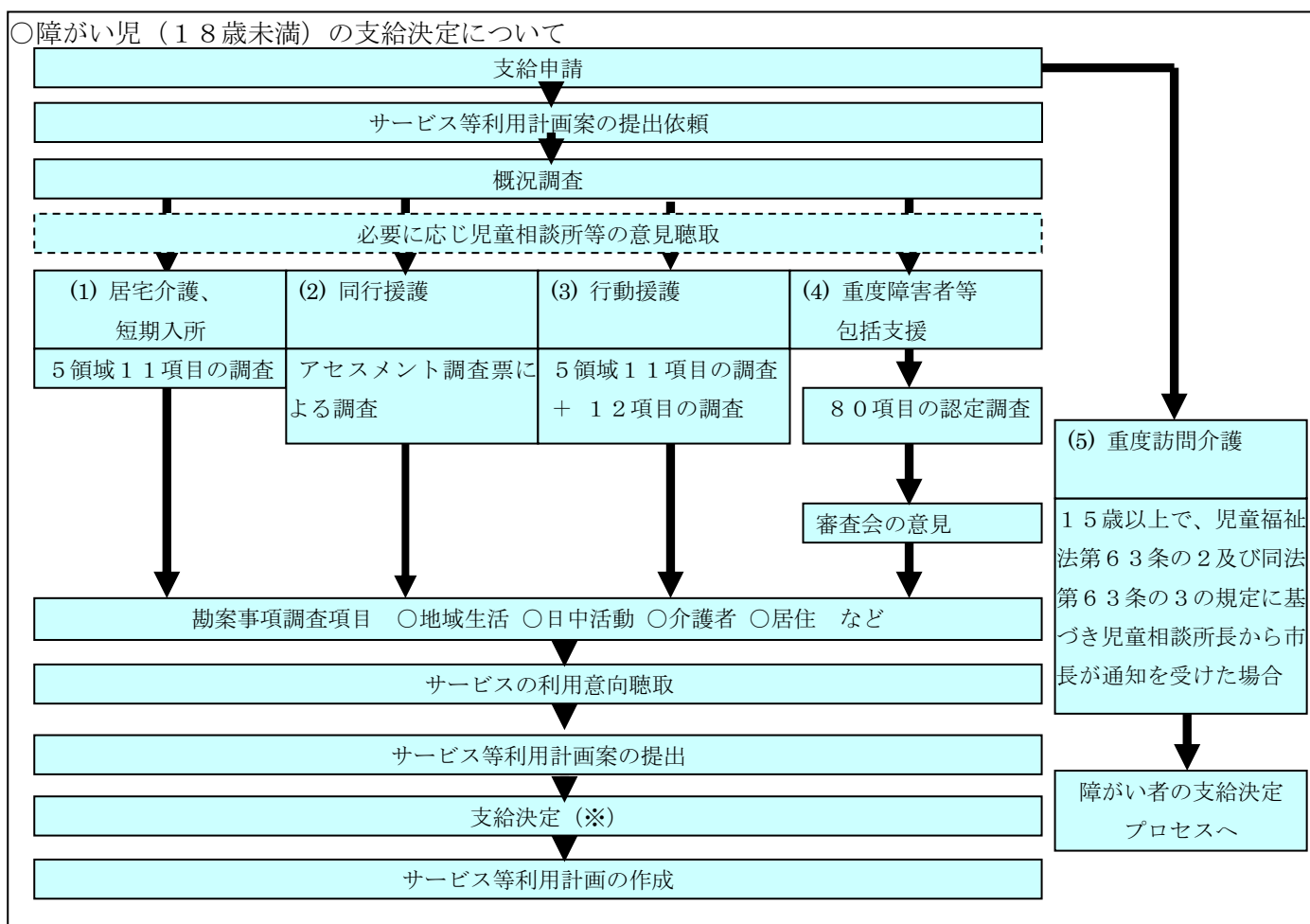
同行援護の申請があった場合、国が定める同行援護アセスメント調査票により調査を行い、障がい者の場合と同様、調査項目「1視力」、「2視野障害」及び「3夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4移動障害」の点数が1点以上の者が対象となる。

(4) 重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援については、80項目（障がい者の認定調査項目と同じ。）の調査を行い、審査会に重度障害者等包括支援の対象となることが相当であるかの意見を聴いた上で支給の要否を決定する。

(5) 重度訪問介護

重度訪問介護については、15歳以上で、児童福祉法第63条の2及び同法第63条の3の規定により児童相談所長（中央子ども家庭センター長）が重度訪問介護を利用することが適当であると認め、市長に通知した場合、障がい者とみなし、障がい者の手続きに沿って支給の要否を決定する。



(※) 不服がある場合、兵庫県知事に審査請求することができる。

II 障害福祉サービス及び地域相談支援給付の種類と対象者

1 介護給付費

サービス種類	対象者（利用者像）
居宅介護 (身体介護、家事 援助、通院等介 助、通院等乗降 介助)	<p>○障がい者（児）</p> <p>① 通院等介助（身体介護を伴う場合）以外 障害支援区分1以上（障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者</p> <p>② 通院等介助（身体介護を伴う場合） 障害支援区分2以上であつて、下記のいずれか1つ以上に認定されている者</p> <p>ア 「歩行」：「全面的な支援が必要」</p> <p>イ 「移乗」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>ウ 「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>エ 「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p> <p>オ 「移動」：「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」</p>
重度訪問介護	<p>○重度の肢体不自由者であつて、常時介護を必要とする障がい者 障害支援区分4以上であつて、下記のいずれにも該当する者</p> <p>① 二肢以上に麻痺等があること</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること</p> <p>○知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であつて常時介護を要するもの 障害支援区分4以上であつて、行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者</p>
同行援護	<p>○視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者（児） 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「1視力障害」、「2視野障害」及び「3夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「4移動障害」の点数が1点以上の者</p> <p>なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ下記の要件を満たす者とする。</p> <p>① 100分の20 障害支援区分3に該当する者（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）</p> <p>② 100分の40 障害支援区分4以上に該当する者（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）</p> <p>③ 100分の25 盲ろう者（対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）</p> <p>※ ①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。</p>
行動援護	<p>○知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者（児）であつて、常時介護を有する者 障害支援区分3以上であつて、行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者</p>
重度障害者等 包括支援	<p>○常時介護を有する障がい者であつて、その介護の必要の程度が著しく高い者 障害支援区分6に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下に掲げる者</p> <p>① 重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、下記のいずれかに該当する者</p> <p>ア 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者（Ⅰ類型）</p> <p>イ 最重度知的障がい者（Ⅱ類型）</p> <p>② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）等の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）</p>

療養介護	<p>○病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 障害支援区分6以上であって、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>② 障害支援区分5以上であって、筋ジストロフィー症患者又は重症心身障がい者</p> <p>③ 障害支援区分5以上であって、医療的ケアの新判定スコア（以下「医療的ケアスコア」という。）が16点以上の者</p> <p>④ 障害支援区分5以上であって、強度行動障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>⑤ 障害支援区分5以上であって、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>⑥ ①～⑤に準じる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者</p>
生活介護	<p>○地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者であって、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 障害支援区分3以上 （施設入所の場合は障害支援区分4以上）</p> <p>② 年齢50歳以上の場合は障害支援区分2以上 （施設入所の場合は障害支援区分3以上）</p>
短期入所	<p>○福祉型短期入所については、障害支援区分1又は障害児支援区分1以上である者</p> <p>○医療型短期入所の種類ごとの対象者については次のとおり</p> <p>① 短期入所（療養介護） 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 障害支援区分6であって、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者</p> <p>イ 障害支援区分5以上であって、進行性筋萎縮症に罹患している者又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者</p> <p>ウ 障害支援区分5以上であって、医療的ケアスコアが16点以上の者</p> <p>エ 障害支援区分5以上であって、強度行動障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>オ 障害支援区分5以上であって、遷延性意識障害があり、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>カ ア～オに準じる者として市が認めた者</p> <p>② 短期入所（医療的ケア児） 医療的ケアスコアが16点以上の障がい児</p> <p>③ 短期入所（重症心身障がい児） 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障がい児</p> <p>④ 短期入所（遷延性意識障がい者等） 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 障害支援区分1又は障害児支援区分1以上であって、次の(ア)から(カ)に掲げる状態のうち、5以上の状態に適合すると認められた遷延性意識障がい者等若しくはこれに準ずる者</p> <p>(ア) 自力での移動が不可能であること。</p> <p>(イ) 意味のある発語を欠くこと。</p> <p>(ウ) 意思疎通を欠くこと。</p> <p>(エ) 視覚による認識を欠くこと。</p> <p>(オ) 原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。</p> <p>(カ) 排せつ失禁状態であること。</p> <p>イ 障害支援区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された者</p>
施設入所支援	<p>○夜間において、介護が必要な者、通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者</p> <p>○生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の者（50歳以上の場合は、障害</p>

	<p>支援区分3以上)</p> <p>○自立訓練又は就労移行支援事業の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である者</p> <p>○生活介護を受けている者であって障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p> <p>○就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
--	--

2 訓練等給付費

サービス種類	対象者（利用者像）
共同生活援助 (グループホーム)	<p>○日中、就労又は就労継続支援等サービスを利用している障がい者であって、地域生活を営む上で、一定の日常生活上の支援を必要とする者</p> <p>※入浴、排せつ若しくは食事等の介助の提供又は受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する場合は介護給付費の支給決定の手順に準ずることとする。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<p>○地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者</p> <p>① 入所施設、病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>○地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者</p> <p>① 入所施設、病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者等</p>
宿泊型 自立訓練	<p>○自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や外部の障害福祉サービスを利用している者であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者</p>
就労移行支援	<p>○一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる65歳未満の障がい者又は65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。）</p> <p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者</p>
就労継続支援 A型	<p>○企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65才未満の者又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた者であって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）</p> <p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</p>

就労継続支援 B型	<p>○就労移行支援事業を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者</p> <p>① 企業等や就労継続支援A型での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者</p> <p>② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった者</p> <p>③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市が利用の組み合わせの必要性を認めた者</p>
就労定着支援	<p>○生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障がい者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障がい者であって、就労を継続している期間が6か月を経過した障がい者も含む。）のうち、雇用された事業所での就労の継続を図るために、一定の期間にわたり事業所や家族等との連絡調整等の支援が必要な者</p>
自立生活援助	<p>○以下の者のうち、自立した日常生活を営むための支援が必要と見込まれる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者</p> <p>※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象</p> <p>② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者</p> <p>③ 精神科病院に入院していた精神障がい者</p> <p>④ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者</p> <p>⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障がい者</p> <p>⑥ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者</p> <p>⑦ 現に地域において1人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に1人暮らしと同等の状況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</p>

3 地域相談支援給付費

サービス種類	対象者（利用者像）
地域移行支援	<p>○以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象）</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障がい者</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院、更生保護施設に収容されている障がい者 刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）に収容されている障がい者については、保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。</p> <p>⑤ 保護観察所に設置又は併設された宿泊施設、更生保護法の規定に基づいて保護観察所の長から応急の救護、更生緊急保護（以下「応急の救護等」という。）の委託を受けた者が応急の救護等として利用させる宿泊施設（④を除く。）に宿泊している障がい者</p> <p>※ 上記対象とする各施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の11の2に規定された個別の法律により定義されたものとする。</p>
地域定着支援	<p>○以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者</p> <p>① 居宅において単身で生活する障がい者</p> <p>② 居宅において家族等と同居している障がい者のうち、同居している家族等が障害、疾病等のため、障がい者に対し、同居している家族等による緊急時等の支援が見込まれない状況にある障がい者（なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から1人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。）</p>

Ⅲ 障害福祉サービス支給量及び地域相談支援給付量の決定における基本的な考え方

1 支給量及び給付量の決定方法

サービスごとに上限支給量を設定し、利用者及びその家族の希望量が上限支給量を下回る場合には、当該希望量を支給量とする。

なお、障害福祉サービス支給量は原則として次の式より算出することとし、地域相談支援給付については必要に応じて給付量を決定する。

$$1 \text{ 週間あたりの利用見込量} \times 4.3 \text{ 週} + \text{調整時間 (日数)} \div \text{調整時間 (日数)} = \text{支給量 (小数点以下切り上げ)}$$

※ 調整時間 (日数) について

週の前半又は後半に偏った利用形態である場合や障がい者、介護者の体調不良等により緊急的に利用が必要である場合等、4.3週を乗じて得た時間 (日数) では不足が生じる場合に支給量変更の手続きを経ることなく柔軟に対応できるように設定するもの

居宅介護、重度訪問介護、行動援護といった訪問系サービスについては、原則として1回当たりの利用見込量を調整時間とする。

(例) 計画上、1回あたり2時間、週3回の居宅介護を利用する場合

$$2 \text{ 時間} \times 3 \text{ 回} \times 4.3 \text{ 週} + 2 \text{ 時間 (調整時間)} \div 28.0 \text{ 時間/月}$$

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援といった日中活動系サービスについては、原則として2日を調整日数とする。

2 家庭での介護力を考慮した障害福祉サービス支給決定

訪問系サービス (居宅介護、重度訪問介護、行動援護) については、「家庭での介護力」を考慮し、支給量の上限を設定する。

・「介護力なし」 … 上限支給量を50%加算

例：障がい者本人が単身世帯、同居家族はいるものの高齢で障がい者の介護ができない場合、唯一の介護者が生計を維持するために就労をしていることにより障がい者の介護ができない場合等

・「介護力弱」 … 上限支給量を25%加算

例：障がい者を介護する者が1人しかいない世帯 (父或いは母しかいない世帯)、介護が必要な障がい者 (児) が複数いる世帯等

・「介護力有」 … 上限支給量どおり

例：障がい者を介護する者が複数いる世帯、介護者である父母が共に健在で、障がい者 (児) の介護ができる場合等

3 非定型的な障害福祉サービス支給決定

個々の障がい者の事情に応じ、支給決定基準と異なる支給決定 (いわゆる「非定型」の支給決定) を行う必要がある場合には、支給決定案を作成するとともに、支給決定基準と乖離する支給決定案を作成した理由を附して審査会へ諮ることが適切である。支給決定案の作成にあたっては、①本人・家族・関係者の意見②本人の障害状況③介護者の状況④住環境の状況⑤サービス利用状況等を勘案の上、支給決定の必要性を判断する。

また、支給決定基準を超える場合であっても、下記の臨時支給に該当する場合は、必ずしも審査会に諮る必要はないものとする。

※ 臨時支給…障がい者の疾病、家族や親族の入院、死亡等の事由により、突発的・一時的に支給量の増加が必要なもので、事由の解消等により一定の期間を過ぎると介護の必要量が事由発生前の状態に戻るもの (一時的な支給)。なお、支給期間は連続して3か月以内とする。

IV 障害福祉サービス及び地域相談支援給付の支給決定基準

1 障害福祉サービス及び地域相談支援給付の上限支給量

(1) 介護給付費

サービス種類	上限支給量		備考
居宅介護	障害支援区分	上限支給量	○身体介護・家事援助・通院等介助との区分を設ける。合計時間数を支給時間とする。 ○家庭による介護力を考慮し、25%加算、50%加算を実施する。 ○通院等乗降介助は、医師の指示に基づく通院の回数に応じた利用回数を上限とする。
	区分1	20時間/月	
	区分2	40時間/月	
	区分3	60時間/月	
	区分4	70時間/月	
	区分5	80時間/月	
	区分6	90時間/月	
	障害児支援区分	上限支給量	
	区分1	20時間/月	
	区分2	40時間/月	
	区分3	60時間/月	
重度訪問介護	200時間/月 (移動介護加算は40時間/月)		○家庭による介護力を考慮し、「介護力弱」の場合は250時間/月、「介護力なし」の場合は280時間/月を上限とする。
同行援護	18歳未満の者	20時間/月	○日中活動系サービス等とは生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、放課後等デイサービスとする。
	18歳以上の者で日中活動系サービス等を利用している者	30時間/月	
	18歳以上の者で日中活動系サービス等を利用していない者	40時間/月	
行動援護	40時間/月		○家庭による介護力を考慮し、25%加算、50%加算を実施する。
重度障害者等包括支援	2,420単位/日		
療養介護	当該月の日数/月		日常生活を営むに必要な日数
生活介護	当該月の日数－8日/月		当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数 ※日中活動系サービス（就労継続支援B型）との併給における利用日数の合計は、当該月の日数－8日/月
短期入所	7日/月		
施設入所支援	当該月の日数/月		日常生活を営むに必要な日数

(2) 訓練等給付費

サービス種類	上限支給量	備考												
共同生活援助	<p><基本部分> 当該月の日数/月</p> <p><受託居宅介護サービス></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害支援区分</th> <th>支給標準時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分2</td> <td>150分/月</td> </tr> <tr> <td>区分3</td> <td>600分/月</td> </tr> <tr> <td>区分4</td> <td>900分/月</td> </tr> <tr> <td>区分5</td> <td>1,300分/月</td> </tr> <tr> <td>区分6</td> <td>1,900分/月</td> </tr> </tbody> </table>	障害支援区分	支給標準時間	区分2	150分/月	区分3	600分/月	区分4	900分/月	区分5	1,300分/月	区分6	1,900分/月	<p><基本部分> サービス目的に必要な日数とする。</p> <p><受託居宅介護サービス> 原則として、支給標準時間内の支給時間とする。ただし、以下に掲げる場合であって、支給標準時間の範囲内では必要な受託居宅介護サービスの支給量が確保されないと認められる場合には、支給標準時間を超える支給量の決定を行う。</p> <p>①当該支給申請を行う者が利用する外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所に、当該支給申請を行う者以外に受託居宅介護サービスの提供を現に受けている、若しくは、希望する利用者がいない場合又は受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、希望する利用者のすべてが障害支援区分2以下である場合</p> <p>②障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上で、支給標準時間を超えた支給決定が必要であると市が認めた場合</p> <p>障がい者本人がセルフプランを作成する場合など指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を受けない場合には、審査会の意見を聞くものとする。支給決定の更新の場合の取扱いも同様とする。</p>
障害支援区分	支給標準時間													
区分2	150分/月													
区分3	600分/月													
区分4	900分/月													
区分5	1,300分/月													
区分6	1,900分/月													
自立訓練（機能訓練）	当該月の日数－8日/月	当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数												
自立訓練（生活訓練）	当該月の日数－8日/月	当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数												
宿泊型自立訓練	当該月の日数/月	サービス目的に必要な日数とする。												
就労移行支援	当該月の日数－8日/月	当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数												
就労継続支援（A型）	当該月の日数－8日/月	当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数												
就労継続支援（B型）	当該月の日数－8日/月	当該利用月の日数から週休日（8日で換算）を差し引いた日数 ※日中活動系サービス（生活介護）との併給における利用日数の合計は、当該月の日数－8日/月												
就労定着支援	当該月の日数/月	サービス目的に必要な日数とする。												
自立生活援助	当該月の日数/月	サービス目的に必要な日数とする。												

(3) 地域相談支援給付費

サービス種類	上限支給量	備考
地域移行支援	当該月の日数/月	サービス目的に必要な日数とする。
地域定着支援	当該月の日数/月	サービス目的に必要な日数とする。

2 障害福祉サービス及び地域相談支援給付の留意事項

(1) 居宅介護

① 支給量の考え方について

居宅介護の支給量に対する考え方として、障害支援区分（障がい児については障害児支援区分）により上限支給量を設けることとする。

障害支援区分において、「1」に該当する者は、主に家事援助（食事等の介助）にかかるものが必要と想定される。そのため、1週間に4回（日）各1時間の支給を原則とし、端数を切り上げ、20時間を1つの単位とする。

障害支援区分4以上の者については、別に重度訪問介護を利用することが可能となる（居宅介護との併給は原則として不可）。重度訪問介護とは、重度の障がい者を対象として設置されたサービスであり、重度障がい者の介助等を考慮し1日に3時間以上の利用を基本とする等の配慮がなされている。そのため、重度障がい者（区分4以上の者）で1日に比較的長時間にわたり身体介護や家事援助等の支援が必要な場合は、居宅介護ではなく重度訪問介護を支給することとする。

1回あたりの利用時間数については、利用目的から判断し、身体介護、家事援助ごとに決定する。決定に際しては、原則として身体介護及び家事援助は、1回あたり3時間を上限とする。

また、同時に2人のヘルパーによる介護を受ける場合の上限支給量は、障害支援区分ごとに決まる上限支給量に2人目のヘルパーの利用時間を付加した量とする。例えば、障害支援区分4の場合の上限支給量は70時間であるが、2人介護の時間が10時間必要な場合の上限支給量は、70時間+10時間=80時間となる。この取扱いは、重度訪問介護及び行動援護についても同様とする。

なお、自宅及び自宅周辺での介助を原則とし、作業所、施設、学校及び会社等での介助は、介護給付費の支給対象としない。

障害支援区分	支給量（上限）	障害児支援区分	支給量（上限）
区分 1	20時間/月	区分 1	20時間/月
区分 2	40時間/月	区分 2	40時間/月
区分 3	60時間/月	区分 3	60時間/月
区分 4	70時間/月		
区分 5	80時間/月		
区分 6	90時間/月		

② 居宅介護のサービス区分について

居宅介護の支給については、「身体介護」、「家事援助」、「通院等介助（身体介護を伴う場合）」、「通院等介助（身体介護を伴わない場合）」、「通院等乗降介助」の区分に分け、支給する。

ア 身体介護

入浴、排泄又は食事の介護など身体の介護を中心としたサービス

イ 家事援助

調理、掃除、洗濯など家事の援助を中心としたサービス

(ア) 家事援助の内容ごとの支給時間及び支給日数について

(i) 調理…1回の支給を原則1時間/回以下とする。支給日数は原則7日/週以下とする。障がい者本人の食する分のみを対象とする。

(ii) 清掃…1回の支給を原則1時間/回以下とする。支給日数は原則2日/週以下とする。風呂、台所、居室、トイレ等の清掃を主な対象とする。

(iii) 洗濯…1回の支給を原則1時間/回以下とする。支給日数は原則3日/週以下とする。障がい者本人分のみを対象とする。

(iv) 買物…1回の支給を原則1時間/回以下とする。支給日数は原則7日/週以下とする。

※ 上記サービスを併給する場合（時間数）

- ・屋内だけの家事

(i) + (ii)、(i) + (iii)、(ii) + (iii)
 (i) + (ii) + (iii)

原則 1.5 時間以内/回
 原則 2 時間以内/回

- ・外出を伴う家事（買物を伴う）

(i) + (iv) 等
 (i) + (ii) + (iv)

原則 2 時間以内/回

原則 2.5 時間以内/回

(イ) 見守り介助に対する支給量の基準

見守り介助に対する支給量については、次表より算出する。原則 1 日につき 1 回とし、家事援助を支給する。なお、身体介護による支給は下記 (viii) を参照のこと。

		時間/月	参考事項			
小学生以上	同居の介護者なし	～必要数	・施設入所、短期入所等を検討した上で、必要に応じた支援			
	同居の介護者が1名のみ	介護者が就労	別居の介護者なし	～必要数	・必要に応じた支援	
			別居の介護者あり	～必要数	・別居の介護者等の支援は除く	
		介護者が無職	別居の介護者なし	兄弟姉妹の用事 介護者の通院等	～10	・障がい者(児)が複数いる場合は、必要に応じた支援を可能とする
			上記以外	0	・短期入所、日中一時支援で対応する	
	同居の介護者が2名以上	別居の介護者なし	兄弟姉妹の用事 介護者の通院等	～10	・別居の介護者等の支援は除く ・障がい者(児)が複数いる場合は、必要に応じた支援を可能とする	
			上記以外	0	・短期入所、他の介護者等で対応する	
		別居の介護者あり	兄弟姉妹の用事 介護者の通院等	～10	・障がい者(児)が複数いる場合は、必要に応じた支援を可能とする	
			上記以外	0	・短期入所、日中一時支援、別居の介護者等で対応する	
	幼児	0				

【留意事項】

(i) 「同居」又は「別居」の判断は、住民票のみではなく、障がい者(児)と介護者が同一住居に実際に居住しているかどうかで判断する。

例：障がい児と父母との3人世帯で、父が長期出張(単身赴任)している。

→母のみが介護者であることから、「同居の介護者は1名のみ」となる。

(ii) 「介護者なし」の状況とは、文字通り介護者が不在である場合のほか、障がい者（児）の父母等が、自身の障害や疾病により介護をすることが困難な場合を含む。なお、父母等が就労していることをもって、「介護者なし」とは判断しない。

例1：障がい児と父母との3人世帯で、父が障害を有しており障がい児の介護ができない。

→母のみが介護者であることから、「同居の介護者は1名のみ」となる。

例2：障がい児と父母との3人世帯で、父母とも就労している。

→「同居の介護者は2名以上」となる。

(iii) 障がい者（児）の兄弟姉妹の年齢は、18歳以下に限定し、また、「兄弟姉妹の用事」とは、学校・病院・少年団等の用事に限定する。

(iv) 利用時間は1回4時間未満とする。それ以上の場合は、原則、短期入所又は日中一時支援事業で対応する（短期入所・日中一時支援事業支給優先）。

(v) 障がい者（児）本人のみの見守りが対象となり、他の兄弟姉妹は対象としない。

(vi) 小学生でファミリーサポートや学童保育を利用できる場合は、当該利用分を差し引いて支給量を決定する。

(vii) 幼児（小学生未満）については、障がいの無い子どもの場合でも、1人で留守番をすることは難しく、また保護責任は、障害の有無に関わらず、保護者に帰するため、支給しない。

(viii) 障がい者（児）の障害程度及び必要とする介護内容において、身体介護を支給することもできることとする。

例1：てんかん発作による失禁が予想され、排泄介助が必要な障がい者（児）

→身体介護

例2：多動により常時目が離せない障がい者（児）→身体介護

例3：自傷、他害により常時目が離せない障がい者（児）→身体介護

例4：テレビを見て過ごせるが、緊急時の対応や安全確認に支援が必要な障がい者（児）→家事援助

(ウ) 自立生活支援のための見守りの援助について

家事への意欲がない、又は障害特性から慣れるまで安全確保が必要な障がい者（児）で、1人では調理できず、意欲向上や自立支援の観点から、利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りをしながら調理をする場合には、身体介護を算定できる。

ウ 通院等介助（身体介護を伴う場合）

通院又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行うサービスで、移動や排泄の際に身体介護を伴うもの

エ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）

通院又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館並びに指定相談支援事業所）への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続、移動等の介助を行うサービスで、移動や排泄の際に身体介護を伴わないもの

オ 通院等乗降介助

ヘルパーが自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続、移動等の介助を行うサービス

(2) 重度訪問介護

上限支給量は200時間/月とするが、家族の介護力を考慮し、「介護力弱」の場合は250時間/月、「介護力なし」の場合は280時間/月を上限とする。

また、移動介護加算については、40時間/月を上限とする。

(3) 同行援護

上限支給量はIV1(1)に定めるとおりとするが、下記の条件に該当する場合は、臨時的に支給量を追加することができるものとする。

ただし、連続して4か月以上にわたる支給量の追加は認めない。

※臨時的に追加できる支給量の上限

条件	上限支給量
一時的な外出機会の増加で、上限支給量の範囲内で決定された支給量を計画的に利用したとしても、不足が生じる場合	20時間/月 (20時間/月に加え、すでに支給決定されている支給量が、対象者ごとの上限支給量に満たない場合は、その差となる支給量を追加することができる。)

(4) 行動援護

上限支給量は40時間/月とするが、家族の介護力を考慮し、25%加算、50%加算を実施する。

(5) 重度障害者等包括支援

上限支給量は2,420単位/日とする(重度訪問介護を月280時間、短期入所を月7日利用可能)。

(6) 短期入所

① 短期入所の利用要件

短期入所については、7日/月の支給量を原則としつつも、以下の「社会的理由」「訓練的理由」に該当する場合で、かつ、真にやむを得ないものと認める場合に、必要最小限度の範囲で支給する。なお、長期(連続)利用日数については、原則30日を限度とする。

また、年間利用日数については、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意し、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合(※)を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないこととする。

※介護者が急病や事故により、長期間入院することとなった場合等のやむを得ない事情がある場合においては、市の判断に応じて、例外的にこれらの日数を超えることを認めても差し支えない。

理由	具体的な例
社会的理由	疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加、虐待等家庭環境の悪化、施設入所支援及び共同生活援助の受入れに関する内諾があるが利用開始日までに必要な介護を受けることができない場合
訓練的理由	障がい者が日常生活動作訓練及び介護の受け方の指導を受けると同時に、介護を行う者も宿泊を含む介護実習を受ける。
私的理由	旅行、介護疲れ等によるリフレッシュ、私的な用事

② 発達障がい等がある者（児）に対する短期入所の支給について

療育手帳の交付対象外となった発達障がい等がある者（児）に対する短期入所については、原則としては支給できないが、下記のアからエまでのすべてを満たす場合に、支給できることとする。

ア 中央こども家庭センターや知的障害者更生相談所が発行する「判定意見書」の内容が、以下に該当する者

(ア) 精神年齢が生活年齢をおおむね1年以上下回っている。

(イ) 所見において、下記のいずれかの項目に発達障害が認められる記載がある。

障がい児の調査項目の「⑤行動障害及び精神症状」

- ・強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動
- ・睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動
- ・自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為
- ・気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する。
- ・再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる。
- ・他者と交流することの不安や緊張のため外出できない。また、自室に閉じこもって何もしていないでいる。

イ 障がい児の調査項目の行動障害及び精神症状に関する領域において、「3.（ほぼ毎日）」に該当するものがあり、かつ介護者の介護疲れが激しい状態であり、短期入所することが世帯にとって必要であると認められる場合

ウ 本人が、知的障害者（児）施設（以下「施設」という。）の短期入所を抵抗なく利用できる場合

エ 施設の受け入れが可能な場合

(7) 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援）

当該月の日数から8日を控除した日数／月を上限とする。

ただし、利用者の心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、特に必要と認められる場合は、上限を超える支給決定を可能とする。

また、日中活動系サービス等の併給における利用日数の合計は、当該月の日数－8日/月とする。

(8) 居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練）、就労定着支援、及び自立生活援助

当該月の日数／月を上限とする。

また、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に入居し、受託居宅介護サービスの提供を受けることを希望する者に対しては、共同生活援助の支給量として、受託居宅介護サービスに係る支給量（原則として、支給標準時間内）を併せて決定する。

(9) 地域移行支援

ア 申請者が精神科病院に入院する精神障がい者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院者や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象

イ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。

ウ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

(10) 地域定着支援

- ア 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外
- イ 医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

V 標準利用期間について

1 標準利用期間が設定されているサービス

標準利用期間が設定されているサービス及び標準利用期間については、以下のとおり

(1) 自立訓練（機能訓練）

1年6か月間（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障がい者にあつては、3年間）

(2) 自立訓練（生活訓練）

2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）

(3) 就労移行支援

2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）

(4) 宿泊型自立訓練

2年間（長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者にあつては、3年間）

(5) 就労定着支援

3年間

(6) 自立生活援助

1年間

(7) 地域移行支援

6か月間（この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、市の判断で6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能）

- 「長期間入院していた又はこれに類する事由のある障がい者」とは、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障がいのある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても含むものとする。

2 標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合

標準利用期間を超えてサービス提供が必要な場合は、その必要性を審査会に諮るものとし、審査会の意見を聴いた上で更新の可否を判断する。

標準利用期間を超えて更新する場合の支給期間は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練及び自立生活援助は1年間、地域移行支援は6か月間とする。

なお、自立訓練（機能訓練・生活訓練）及び就労移行支援の更新は原則1回とする。

また、自立生活援助の更新は原則1回ではなく、審査会の意見を聴いた上で、複数回の更新を認める。

3 事務処理の流れ

(1) 申請

市長は、標準利用期間を超える支給及び給付を受けようとする利用希望者から、支給申請及び給付申請を受ける。利用希望者は、申請に際し、事業所が作成した個別支援計画書（任意様式により事業所で既に作成しているものの写し、更新後の個別支援計画（案））、アセスメント（市が定める様式）を添付しなければならない。

(2) 調査

更新の可否を判断するため、市の認定調査員が、申請のあった利用希望者及び家族等と面接をし、障害支援区分認定調査、概況調査を実施するとともに、家族状況、介護状況等の生活状況を調査する。

(3) 自立支援給付審査会の個別審査

① 市は、一次判定、利用希望者の生活状況を記した概況調査票、アセスメント等を基に作成した調査書（市が定める様式）を審査会に提出し、審査会は、利用希望者の様々な要素を考慮し、標準利用期間を超えて支給決定及び給付決定することが適当かどうかを判定する。

審査会は、標準利用期間を超えて支給決定及び給付決定することが妥当と判断した場合、標準利用期間を超えて支給決定及び給付決定する場合の支給期間及び給付期間を判定する。

② 障害支援区分の有効期間が到達する者は、障害支援区分の判定も同時に行う。

(4) 支給決定及び給付決定

審査会の個別審査の結果に基づき、市長は支給決定及び給付決定又は却下の決定を行い、申請者に通知する。

VI 他法・他制度との適用関係

1 障害福祉サービスと介護保険制度のサービスとの適用関係について

(1) 介護保険制度優先の原則

介護保険の被保険者である65歳以上の者及び40歳以上65歳未満の者で特定疾病（16疾病）に該当する者（以下「介護保険対象者」という。）は、要介護状態又は要支援状態となった場合には、要介護認定等を受け、介護保険法の規定による保険給付を受けることができる（※一部例外あり）。

その際、自立支援給付については、介護保険法の規定による保険給付が優先されることとなるが、介護給付費等の支給決定を行う際の介護保険制度との適用関係の本市における取扱いは以下のとおりとする。ただし、適用関係の取扱いについては関係通知等に留意して決定を行うものとする。

※ 例外

40歳以上65歳未満の医療保険未加入者であって、特定疾病（16疾病）により要介護又は要支援の状態にある生活保護法に規定する被保護者については、介護扶助（生活保護法第15条の2第1項）に優先して障害福祉サービスを適用するものとする。

(2) 障害福祉サービスの種類ごとの適用関係について

① 居宅介護及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）

介護保険対象者については、原則として介護保険制度を優先して適用することになるので、介護保険における訪問介護（介護予防訪問介護や地域密着型サービスにおける夜間対応型訪問介護等を含む。）により必要な支援を受けることが可能と判断される場合は、障害福祉サービスにおける居宅介護等を支給することはできない。

ただし、加齢現象には該当しない障害特有の支援が必要にも拘らず介護保険において必要と認められる支援が不足する可能性がある者については、次の検討を行い全て満たす場合に支給を決定する。

なお、一旦居宅介護等を支給決定した者であっても、要介護度状態区分の変更等により、必要な支援を介護保険サービスで満たせるようになった場合は、居宅介護等の支給決定は取り消すものとする。

- ・ 要介護状態区分が変更される見込みがない。
- ・ 介護保険制度におけるサービス内容に見直す余地がない。
- ・ 下記の【支給対象者】に該当する者
- ・ 障害福祉サービスの支給決定に必要な障害支援区分が認定されている。

【支給対象者】

●身体障がい者及び難病患者等

ア 介護保険で非該当と認定された者のうち、介護保険対象者となる以前から障害福祉サービス（居宅介護等）の適用を受けていた者（障害が肢体不自由による場合は除く。）

ただし、障害支援区分の見直し時期若しくは非該当の認定後概ね1～3年程度で再度介護認定の申請を依頼すること。

イ 介護保険で要支援又は要介護の認定を受け、以下のaからcまでの全ての要件を満たす者

a 介護保険対象者となる以前から障害福祉サービス（居宅介護等）の適用を受けている者（障害が肢体不自由による場合は除く）、又は肢体不自由による身体障がい者若しくは難病患者等で要介護5の認定を受けていること。

b 介護保険の支給限度額の50%以上を訪問介護で利用していること。ただし、要支援の場合は1週あたりの利用回数に制限があるため、特段の理由がある場合を除き、介護保険の訪問介護を最大限利用していること。

c 介護保険の支給限度額までサービスを利用又は利用する見込みがあり、その状態が支給決定後3か月以上の期間にわたり継続する見込みがあること。

ただし、上記ア、イに該当しない場合でも、次の要件のいずれかを満たす者は通院等介助又は通院等乗降介助に限り支給可能とする。

- (1) 腎臓機能障がい者で、透析等のために定期的に通院する必要がある者
- (2) 非該当又は要支援1若しくは2の認定を受けた者

なお、知的障害もしくは精神障害を有する身体障がい者又は難病患者等については、以下の知的障がい者及び精神障がい者と同様に扱う。

●知的障がい者及び精神障がい者

ア 介護保険で非該当と認定された者のうち、介護保険対象者となる以前から障害福祉サービス（居宅介護等）の適用を受けていた者

ただし、障害支援区分の見直し時期若しくは非該当の認定後概ね1～3年程度で再度介護認定の申請を依頼すること。

イ 介護保険で要支援又は要介護の認定を受け、以下のaからcまでの全ての要件を満たす者

a 介護保険対象者となる以前から障害福祉サービス（居宅介護等）の適用を受けている者

b 介護保険の支給限度額の50%以上を訪問介護で利用していること。

ただし、要支援の場合は1週あたりの利用回数に制限があるため、特段の理由がある場合を除き、介護保険の訪問介護を最大限利用していること。

c 介護保険の支給限度額までサービスを利用又は利用する見込みがあり、その状態が支給決定後3か月以上の期間にわたり継続する見込みがあること。

【障害種別及び要介護状態区分ごとの併給整理表】

障害種別 要介護 状態区分	身体又は難病患者等			知的	精神
	肢体不自由	内部障害	視覚障害		
非該当	(b)	△・(a)・(b)	△・(b)	△	△
要支援1～2	(b)	△・(a)・(b)	△・(b)	△	△
要介護1～4	×	△・(a)	△	△	△
要介護5	○	△・(a)	△	△	△

○ ; 併給可

× ; 併給不可

△ ; 介護保険対象者となる以前から、障害福祉サービス（居宅介護等）の適用を受けている者に限る。

(a) ; 腎臓機能障がい者で、透析等のために定期的に通院する必要がある者は通院等介助又は通院等乗降介助に限り支給可能

(b) ; 非該当又は要支援1若しくは2の認定を受けた者は通院等介助又は通院等乗降介助に限り支給可能

【支給時間の上限】

ア 非該当と認定された者

障害支援区分毎に定められた上限時間

イ 要支援、要介護認定を受けた者

障害支援区分毎に定められた上限時間から介護保険の1か月あたりの訪問介護の利用時間を控除した時間

※ 支給決定に関しては利用状況を確認するために介護保険のサービス利用票及びサービス利用票別表の提出を要する。

② 同行援護

同行援護については、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援をするなど、障がい者に固有のサービスが提供される場合であって、必要と認められる場合は、介護保険対象者に対して支給決定することができる。

③ 日中活動系サービス

ア 生活介護

生活介護については、障がい者の特性に応じた創作的活動や生産活動の機会が提供されるなど、障がい者に固有のサービスが提供される場合であって、必要と認められる場合は、介護保険対象者に対して支給決定することができる。

イ 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）については、介護保険の通所リハビリテーションや介護予防通所リハビリテーションと目的や内容が重複する面があるが、地域生活を営む上で必要となる身体機能、生活能力の向上等の面で、障がい者に固有のサービスが提供される場合であって、必要と認められる場合は、介護保険対象者に対して支給決定することができる。

ウ 自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援については、障害福祉サービス固有のサービスであり、必要と認められる場合は、介護保険対象者に対して支給決定することができる。

④ 居住系サービス

ア 施設入所支援及び共同生活援助

上記居住系サービスと介護保険における施設サービスやグループホームの利用を比較した結果、より障がい者の特性や固有のニーズに応じた支援が可能であり、必要と認められる場合には、介護保険対象者に対して上記居住系サービスを支給決定することができる。

イ 就労定着支援及び自立生活援助

就労定着支援及び自立生活援助については、障害福祉サービス固有のサービスであり、必要と認められる場合は、介護保険対象者に対して支給決定することができる。

⑤ 短期入所

短期入所については、以下のいずれかの条件に該当する場合に限り、介護保険対象者に対して

支給決定することができる。

ア 介護保険サービスにおける短期入所を提供する施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）

イ 非該当と認定された者

※ ただし、障害福祉サービスでの施設入所が決定しているが、入所開始までの期間の在宅生活が困難であり、入所開始までの期間を当該入所施設で短期入所を利用する必要がある場合には、介護保険対象者であっても短期入所を支給決定することができる。

2 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援）と地域活動支援センターとの適用関係について

対象となる障がい者の個別支援計画において、週のうち数日について、地域活動支援センター（小規模作業所を含む。以下同様）を利用することが必要とされている場合には、地域活動支援センターと並行して日中活動系サービスを支給決定することができる。

なお、新たに日中活動系サービスを支給決定する場合等、支給決定前に個別支援計画の提出が困難な場合、一旦支給決定した後、事業所に対して個別支援計画書を提出するよう求めるものとする。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成26年3月31日において障害福祉サービスを受給している者については、当分の間従前に引き続き障害福祉サービスを支給することができる。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。